

インフルエンザ又は新型コロナウイルス感染症以外の感染症による 出席停止及び再登園について

感染症にり患した場合には、学校保健安全法第19条の基準に準じて出席停止の措置をとります。出席停止の期間中は医師の指示に従って療養してください。

また、病状が回復し登園する際には、医師に「感染症等治癒通知書」を記入していただき、保護者から幼稚園等へ提出をお願いいたします。

【出席停止について】

- 幼稚園における感染症の拡大防止を目的とする措置です。
- 感染症による出席停止の期間の基準（学校保健安全法施行規則第19条2項）は、裏面のとおりとされています。

※かかりつけ医の皆さまへ

幼稚園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、下記の感染症について感染症等治癒通知書の記入をお願いします。

※保護者の皆さまへ

下記の感染症について、子どもの病状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され、当園を再開する際にはこの「感染症等治癒通知書」を園に提出してください。

----- (切りとらないでください) -----

【医師記入】

感染症等治癒通知書

吉島幼稚園長様

組 園児名 _____

病名 _____

病状が回復し、集団生活に支障がない状態になったので、登園可能と判断します。

令和 年 月 日

医療機関名 _____

医師名 _____

感染症による出席停止の期間の基準（学校保健安全法施行規則第19条2項）

	代表的な感染症	感染しやすい期間（※）	出席停止の期間の基準
第二種	麻疹（はしか）	発症1日前から発疹出現後の4日後まで	解熱後3日を経過していること
	風しん	発しん出現の7日前から7日後くらい	発しんが消失していること
	水痘（水ぼうそう）	発しん出現1～2日前から痂皮（かさぶた）形成まで	すべての発しんが消失していること
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症3日前から耳下腺腫張後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
	咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等の症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること
	百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること
	結核	—	医師により感染の恐れがないと認められていること。
	髄膜炎菌性髄膜炎	—	
第三種	腸管出血性大腸菌感染症（O157・O26・O111等）	—	医師により感染の恐れがないと認められていること。
	急性出血性結膜炎	—	
	流行性角結膜炎	充血、目やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること。

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については（一）としている。